

# 計画段階環境配慮書の概要

(山辺・県北西部広域環境衛生組合  
ごみ処理施設建設事業)

## 目次

1. 対象事業の目的と内容(P2～P5)
2. 計画段階配慮事項の選定(P6～P8)
3. 配慮事項の検討に係る  
調査、予測及び評価の手法と結果(P9～P29)
4. 環境影響の総合的な評価(P30)

### 1. 都市計画配慮書対象事業の目的と内容

都市計画配慮書対象事業における単一案等の項目

(※配慮書 6頁・10頁)

位置	単一案	・地形、土地利用、土地規制、防災などの <b>自然的・社会的条件</b> とともに、広域ごみ処理の効率性やアクセス性、経済性、施工性、事業スケジュール維持といった <b>事業計画の観点</b> など多様な側面から検討 ・結果、現施設が使用可能な間に、 <b>新施設の稼働が開始できる現実的な選択肢</b> として、現候補地が <b>最も唯一の候補地</b> と判断
規模	単一案	・構成市町村の人口動態、過去のごみ処理の実績からのごみ量の推計、減量化や資源化の施策の効果などを考慮して今後適切に設定するものであり、 <b>現時点では最大値を単一案として想定</b>
ごみ処理方式	現時点で処理方式を設定することは困難	・平成29年度に学識経験者などで構成する委員会を設置し、環境面を含め、地域の条件、維持管理性、経済性、安全性などを考慮して検討していくことから、 <b>現時点で処理方式を設定することは困難</b>

### 都市計画配慮書対象事業における複数案の設定

(※配慮書 19頁)

施設配置		煙突高さ		複数案
A	プラットフォームの位置が南東側 煙突の位置が西側	①	59m	A-①
		②	45m	A-②
B	プラットフォームの位置が北西側 煙突の位置が東側	①	59m	B-①
		②	45m	B-②

### 都市計画配慮書対象事業におけるA案 (※配慮書 20頁)

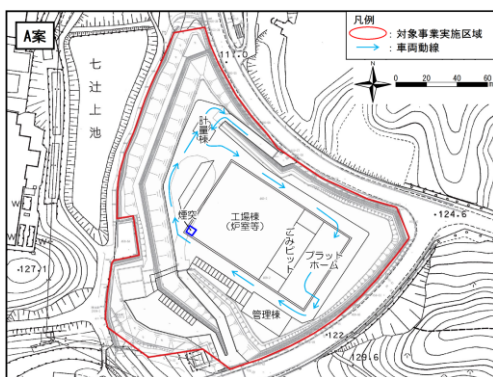


図 複数案の施設配置 (A案)

### 都市計画配慮書対象事業におけるB案 (※配慮書 20頁)

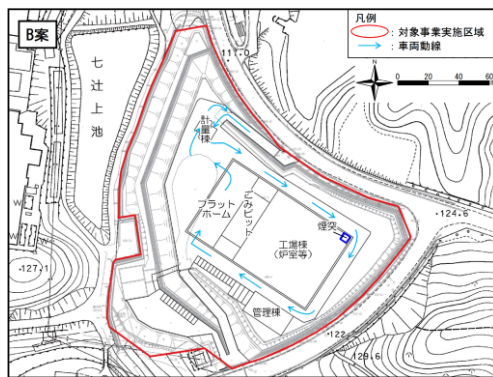


図 複数案の施設配置 (B案)

## 計画段階配慮事項の選定

### 奈良県環境影響評価技術指針（第6条）

○ 把握した「事業特性」「地域特性」を踏まえ、「影響要因（施設の存在等）」が「環境要素（大気質等）」に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討する。

○ 選定に当たっては、事業特性に応じて、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえ、区分された影響要因ごとに検討する。

「環境要素」... 重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素

「影響要因」... 対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因

-6-

## 計画段階配慮事項の設定（※配慮書 126頁）

環境要素の区分	環境要因の区分		土地又は工作物の存在及び供用
	施設の存在	施設の稼働	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	○
		騒音	
		振動	
	水環境	悪臭	
		水質	
		水底の底質	
	土壌に係る環境その他の環境	地下水の水質及び水位	
		地形及び地質	
		地盤	
		土壌	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		
	植物		
	生態系		
人と自然及び文化遺産との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	○	
	人と自然とのふれあいの活動の場		
	文化財		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		
	温室効果ガス等		

-7-

## 都市計画配慮書対象事業における計画段階配慮事項の選定

（※配慮書 126頁）

影響要因	環境要素	選定理由
施設の存在	景観	・施設の存在により、景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。 ・複数案の施設の配置や煙突高さで差異があると想定。 →計画段階配慮事項として選定
施設の稼働	大気質	・焼却施設の稼働に伴い発生する排ガス中に含まれる大気汚染物質が、周辺地域に重大な影響を及ぼすおそれがある。 ・複数案の施設の配置や煙突高さで差異があると想定。 →計画段階配慮事項として選定

-8-

## 施設の稼働による影響の調査、予測及び評価の手法（大気質）

（※配慮書 127頁）

調査すべき情報	(1) 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及びダイオキシン類の濃度の状況 (2) 気象の状況 地上気象（風向・風速等）
調査の基本的な手法	(1) 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及びダイオキシン類の濃度の状況 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理による。 (2) 気象の状況 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理による。
調査地域	大気汚染物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、最大着地濃度出現距離を含むように対象事業実施区域から半径約3kmの範囲とする。
予測の基本的な手法	ブルーム式による短期予測計算等により、年間の平均的な気象条件時における焼却施設煙突からの寄与濃度、最大着地濃度出現距離等について予測する。
予測地域	調査地域に同じ。
評価の手法	複数案間における重大な環境影響の程度を比較整理し、重大な環境影響について検討する。

-9-

## 施設の稼働による大気質への影響の予測結果

（※配慮書 132頁）

複数案	煙突高さ	大気安定度	予測結果		
			最大着地濃度の比率		最大着地濃度出現距離 (km)
			煙突高さ59m、大気安定度Aの場合を1.00としたときのすべての予測値の比率	大気安定度ごとに、煙突高さ59mの場合を1.00とした時の煙突高さ45mの予測値の比率	
A案-① B案-①	地上59m	A	1.00	1.00	0.57
		B	0.70	1.00	1.12
		C	0.58	1.00	2.07
A案-② B案-②	地上45m	A	1.13	1.13	0.55
		B	0.83	1.19	1.04
		C	0.69	1.19	1.88

-10-

## 部会意見（大気質）

大気質に関する部会意見	事業者
施設の配置について、煙突の高さ及び位置を検討するにあたっては、選定されている複数案により、地形や建物によって生じる下降気流に乗って地面近くにより下りてくる焼却施設からの排出ガスによる影響にも配慮した上で、環境影響評価を実施すること。	部会審議の内容を踏まえ、煙突の高さを決定し、方法書に記載する。
供用後の施設の稼働について、法規制値よりも厳しい自主的な公害防止基準値を設定する計画としているが、実際に設置される施設の最大濃度の排出ガスを想定し、最大着地濃度を考慮した上で環境影響評価を実施すること。	部会審議の内容を踏まえ、調査予測評価の手法を検討し、方法書に記載する。

-11-

審査部会における意見概要、事業者の見解(大気質)

意見	事業者見解	部会意見(案)
排出の基準について、「法規制よりも厳しい自主的な公害防止基準を設定する計画である」と「さい大気質に関しては先進的な基準をける計画である」としているが、明記いただきたい。	ごみ焼却施設の煙突排ガス基準値は、環境確保金の観点から、法規制よりも厳しい自主的な基準値を設定し、それを順して運転を行います。その設定にあたっては、周辺都市の施設の自主的な排ガス基準も参考に先進的な基準値とします。 ※最新施設における実際の排ガス数値はありません。	委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。

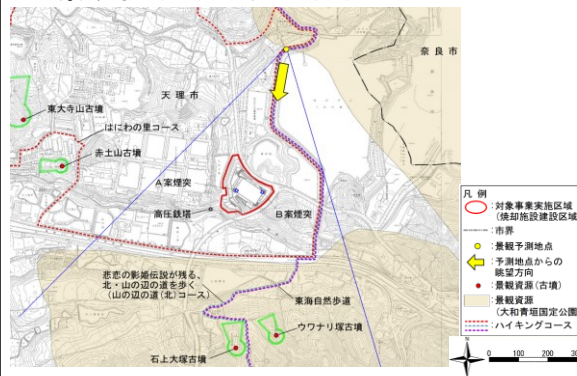
-12-

施設の存在による影響の調査、予測及び評価の手法(景観) (※配慮書 127頁)

調査すべき情報	景観資源及び主要な眺望点の状況
調査の基本的な手法	既存資料の収集・整理及び現地踏査による。
調査地域	施設の存在に伴う景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域から半径約3kmの範囲とする。
予測の基本的な手法	眺望点及び景観資源と施設との位置関係を整理し、直接変化及び景観資源の眺望の遮蔽、阻害の有無等について予測する。
予測地域	調査地域に同じ。
評価の手法	複数案間における重大な環境影響の程度を比較整理し、重大な環境影響について検討する。

-13-

景観予測地点と眺望方向 (※配慮書 137頁)



-14-

景観に係る環境影響の予測条件 (※配慮書 138頁)

施設配置		施設高さ	煙突高さ	複数案
A	プラットホームの位置が南東側 煙突の位置が西側	最高高さ 35m	①	59m A案-①
			②	45m A案-②
B	プラットホームの位置が北西側 煙突の位置が東側	最高高さ 35m	①	59m B案-①
			②	45m B案-②

-15-

景観予測地点からの現況写真 (※配慮書 141頁)

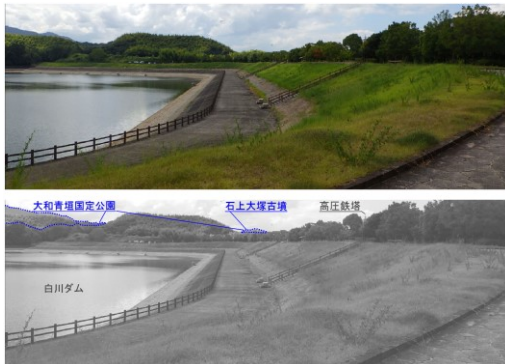


図 景観予測地点からの現況写真

-16-

主要な眺望景観の変化(A案-①) (※配慮書 142頁)



-17-



**複数案間による影響程度の比較(景観)** (※配慮書 144頁)

施設配置 煙突高さ	A案 (煙突が西側)	B案 (煙突が東側)
① (59m)	煙突部の仰角:6.1° 樹林遮蔽考慮の垂直見込角:4.0°	煙突部の仰角:6.2° 樹林遮蔽考慮の垂直見込角:5.4°
② (45m)	煙突部の仰角:4.7° 樹林遮蔽考慮の垂直見込角:2.6°	煙突部の仰角:4.8° 樹林遮蔽考慮の垂直見込角:4.0°

-21-

**部会意見(景観)**

景観に関する部会意見	事業者
施設の存在による景観への影響について、主要な眺望点という観点だけでなく利用者が多く公共性の高いという観点から名阪国道からの景観、及び建物周辺において樹木が成長した場合の景観に考慮し、環境影響評価を実施すること。	部会審議の内容を踏まえ、調査予測評価の手法を検討し、方法書に記載する。
計画建物の形状、デザインについて、周辺の景観に配慮したデザインとし、それらを踏まえ環境影響評価を実施すること。	部会審議の内容を踏まえ、調査予測評価の手法を検討し、方法書に記載する。

-22-

**審査部会における意見概要、事業者の見解(景観)**

意見	事業者見解	部会意見(案)
池の東側に病院施設があり、病院は公共的な役割を担っている。そこからの景観はどうか。	ご指摘の病院は天理よろず相談所病院白川分院で、入院施設も備えられています。この病院(病棟内又は駐車場)も景観予測の発注地点の候補として検討し、方法書に記載します。	委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。

-23-

### 審査委員会における意見概要、事業者の見解(騒音、振動)

意見	事業者見解	部会意見(案)
施設への、周辺道路からの振動だけでなく、施設へ向かう走行ルートでの収集車による影響(特に騒音・振動)は、配慮事項の要因にならないのですか。	計画段階配慮事項は、複数案による環境影響の差異があるものについて、その程度を把握する観点から選定しています。ご指摘の施設へ向かう搬入車両による影響は、今回設定した複数案について差異がないと判断し、計画段階配慮事項として選定しておりません。 なお、方法書以降の段階では、搬入車両による騒音、振動や大気質について評価項目として選定し予測評価を行います。	委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。
対象事業が施設へ向かう走行ルート自体が環境に対するインパクトは大きいと考えられるため、大気環境への影響も配慮すべきだと思いが、説明いただけますか。	計画施設へ向かうご搬入車両による大気環境への影響についても、評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行います。	委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。
調査結果が、少し古いのではなから、測定点の周囲の状況も分かりにくい。	配慮書に示す騒音および振動の状況は、既存文献を用いてまとめています。P32に記載した測定結果は、既存文献により把握した中で最も新しいデータです。今後、方法書、準備書では、本事業の影響を適切に評価できるように騒音および振動の現地調査を企画し実施します。さらに、引き続き既存文献調査も先行データの更新を図ります。	委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。

-24-

### 審査委員会における意見概要、事業者の見解(騒音、振動)

意見	事業者見解	部会意見(案)
方法書以降で測定されると思いますが、最新のデータを使っているため、既存資料を最新値に更新すると思いますが、本事業による影響が予想される代表的な地点で現地調査を行います。騒音、振動のほか大気質も含め、搬出入車両台数が多くなる道路で、沿道に住居等が存在する地点を選定します。現時点では名阪国道南側や国道109号等を想定しており、調査地点の選定の理由や詳細な場所については、方法書に記載します。	方法書以降の段階で、地域状況の把握のための既存資料を最新値に更新するとともに、本事業による影響が予想される代表的な地点で現地調査を行います。騒音、振動のほか大気質も含め、搬出入車両台数が多くなる道路で、沿道に住居等が存在する地点を選定します。現時点では名阪国道南側や国道109号等を想定しており、調査地点の選定の理由や詳細な場所については、方法書に記載します。	委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。
名阪国道を走行する車両の騒音・振動に関して、方法書・準備書で修正していただきたい。	名阪国道を走行する搬出入車両の騒音・振動についても、方法書・準備書において調査、予測及び評価を行い記載します。	事業者は、委員の意見のとおり、評価書で修正するとしており部会意見(案)とはしない。

-25-

### 審査委員会における意見概要、事業者の見解(文化遺産)

意見	事業者見解	部会意見(案)
対象事業実施区域内(焼却施設)に周知の埋蔵文化財包蔵地が9箇所存在することから、当該箇所については文化財保護法第93条第1項に基づき教団を天理市教育委員会に提出し、その取り扱いは天理市教育委員会と協議すること。また、事業実施面積が1万坪を超えるため、奈良県における開発事業に伴う埋蔵文化財の取り扱い基準(平成12年9月29日付け教文第393号奈良県教育委員会通知)に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地以外の遺跡有無確認調査を提出し、その取り扱いについては天理市教育委員会と協議すること。	ご意見のとおり、事前に天理市教育委員会と協議いたします。	委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。
対象事業実施区域について、既に発掘調査が行われているので、遺跡がないと認識しているが、可能性としてはまだあるので、配慮していただきたい。	建設候補地は、平成9年度に宅地造成工事を実施した際に文化財発掘調査が行われ、埋蔵された埋蔵文化財包蔵地は既にその記録が完了しているが天理市文化財部から報告を受けています。なお、この報告書は、「奈良県天理市埋蔵文化財包蔵地調査報告書」として出版されており、一般に公表されています。今後の対応につきましては、工事着手前に文化財課と協議を行います。	委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。

-26-

### 審査委員会における意見概要、事業者の見解(その他事業計画)

意見	事業者見解	部会意見(案)
建設段階で用地の選定について本業ならば選定理由がなければならぬが、今の敷地が選定されている理由はなにか。	建設候補地選定については、平成26年度までに検討済みで、地域の住民に対する説明を行いました。焼却施設の建設候補地の選定にあたっては、配慮書P6「焼却施設候補地の選定にあたり考慮した条件」に示したとおり、地勢、土地利用、土地規制、防災などの自然的・社会的条件とともに、広域ごみ処理の効率性やアクセス性、経済性、施工性、事業スケジュール維持といった事業計画の観点と多様な側面から検討した結果、現施設が使用可能な間、新施設の稼働が開始できる現実的な選択として、現候補地が最も優る候補地と判断しました。 粗大・リサイクル施設の建設候補地については、焼却施設と連続した敷地を検討しましたが、地勢の高差や水路の大幅付け替えの必要性等から適切ではないと判断し、近辺に駐車場・グラウンドに使用されていた平坦な土地を選定しました。	委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。
用地の選定について、環境の面からどのように配慮して選定したのか。	用地の選定に至る考え方は既述のとおりで、環境面からは、大規模な森林伐採や灌漑による地形改変を行わないこと、アクセス道路において沿道等より地域の市民生活に与える影響を及ぼさないことを考慮しました。	委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。
防災拠点の整備についてどのように考えているか。	国の環境型社会形成推進交付金の対象となるごみ処理施設については、防災拠点としての機能を整備することが求められます。 本事業においては、災害時に備え電気、水の確保、避難所の提供といった防災拠点としての機能を整備いたします。	委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。

-27-

### 審査委員会における意見概要、事業者の見解(その他事業計画)

意見	事業者見解	部会意見(案)
「廃棄物の搬入に用いる車両の運行による影響の比較検討については、計画段階配慮事項としては選定しない」としているが、CO2排出に際して特に配慮しなさいということなか、メイン道路からこっへ引き込むときの無理さ加減とか、セックアップをどうするかとか考えないといけないことがあるので、配慮しなさいということはないのですか。	廃棄物の搬入に用いる車両の運行による影響の比較検討は、複数案の施設配置により場内の走行距離による燃料消費量やCO2排出量は異なるものの、施設への運搬距離と比較して十分小さいという観点から、優位な差はないと考え計画段階配慮事項としなかったことを記述したものです。方法書以降の評価項目では廃棄物搬入車両による環境影響についても選定します。なお、ご指摘にある周辺道路から建設候補地への進入及び退出の動線については丹精に行えるよう更に検討します。	委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。
活断層に近いということだが、どのように整理されているか。トレンチ調査をするかもしないかということだが、トレンチ調査か、またそれらいつの時点で実施してその結果を教えてください。	建設候補地周辺の活断層に関する既存の情報としては、①奈良県地質調査所が存在すること、②30年の間に震度6弱以上10.0%になっているのに対し、候補地では6~2.6%の範囲内と低くなっていることなどです。 出典：国土交通省国土地理院近畿地域都市圏断層(推定活断層) (平成25年10月31日ホームページをリニューアール) ③国立研究開発法人防災科学技術研究所 J-SHISMAP 本事業では、安全・安心な施設の整備を進めるために、まずは、施設敷地においてトレンチ調査を行い、断層の安全性の評価については学識経験者へのヒアリングも行います。具体的な内容は実施時期も含めて検討を進めてまいりますので、適宜状況報告を行います。	委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。

-28-

### 審査委員会における意見概要、事業者の見解(その他事業計画)

意見	事業者見解	部会意見(案)
「焼却施設候補地の選定にあたり考慮した条件」の最後の項目の後半の「今後大規模な地域の増大に見舞われる可能性が低い土地であること」は削除した方がよいのではないですか。	方法書以降の段階で、ご指摘の箇所の記述は削除します。	委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。
天理市では直接持ち込む車両があるようですが、出来るだけ車両走行台数を減らすと書かれておられたが、ますます多くなることはないか。	本事業では、搬入車両台数を減らすために中継輸送により大型トラック積み替えで搬入するなどの方法を計画しています。また、市民が直接持ち込む車両をできるだけ減らすための直接持ち込みの予約制などを検討していきます。	委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。
スケジュールについて、施設整備後委員会でのごみ処理方式を最終し、方式が決まってから設計になるのか。ごみ処理方式が決まらなくても建設と大気質の検討は行えるのか。	設計は処理方式の決定を受けて行います。処理方式は平成29年度に委員会を設置して設計する計画であり、方法書・準備書の各段階において処理方式選定の進捗状況に応じて設計は進められます。ごみ処理方式が決まらなくても建設と大気質の検討は行います。	委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。
リサイクル施設はどのような種類のものをリサイクルに回すことになっているか。	粗大・リサイクル施設において取り扱う廃棄物は以下のとおりです。 (不燃・粗大ごみ系) ・不燃物(燃やせないごみ) ・粗大ごみ (資源ごみ系) ・びん ・缶 ・プラスチック製容器包装 ・ペットボトル ・古紙 ・古着 ・蛍光灯 ・電池 ・小型家電	委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。

-29-

計画段階配慮事項に関する環境影響の総合評価 (※配慮書145頁)

評価の視点		複 数 案			
		A-①	A-②	B-①	B-②
大気質	予測結果 着地濃度 (大気安定度を種々の条件で予測して最大値が生じた大気安定度A(不安定)のケース)	1 (煙突高59mの) 結果を1とする	1.13	1	1.13
	重大な影響	各案とも重大な影響は生じないと考える。			
	影響の回避・低減	高度な排ガス処理施設を設置し、法令に比べ厳しい自主的な排ガス基準を設け順守する。			
	目標・基準との整合	上記の措置を講ずることにより環境基準等の目標基準との整合を図る。			
	評 価	○	△	○	△
景観	予測結果 白川ダム湖畔から眺めた焼却施設及び煙突の垂直見込角(樹林による遮蔽考慮)	4.0°	2.6°	5.4°	4.0°
	重大な影響	新たな施設が出現するものの、景観構成要素が著しく異なるものではなく、各案とも重大な影響は生じないと評価する。			
	影響の回避・低減	建物の配置、規模、形状、色彩等に配慮する。今後の建築計画において建物のコンパクト化に配慮する。敷地外周等に植栽を行う。			
	評 価	△	○	△	△～○

注) ○:他の案に比べて優れている。 △:他の案に比べて劣っている。